

インフルエンザ予防接種費用助成について

会員の健康維持・管理目的の一環として、インフルエンザ予防接種費用の全額、または一部を本会福利厚生費から助成いたします。この機会にぜひ積極的にご活用ください。

【制度について】

インフルエンザ予防接種費用に対し、3,000円を上限として費用を助成します。

例1：接種費用が3,000円以下の場合 → **全額を補助!**

例2：接種費用が3,000円を超える場合 → **3,000円を補助!**

本助成の当年度予算は60万円とし、申請は先着順にて受付け、予算額に到達した時点で、本助成は申請締め切り前に終了いたします。

助成は会員本人のみとし、当年度内での申請は1回までとします。

予防接種日は、**令和6年4月1日から令和7年2月28日**を対象とします。

【手続について】

1. 実施報告

インフルエンザ予防接種を受け、会員にて接種費用支払いののち、実施報告【様式1】をする。

申請受付開始日は、**令和6年10月1日**とします。

※ **受付開始日以前の申請は10月2日の受付として審査いたします。**

実施報告には、その予防接種費用の領収証原本を事務局に送付（窓口確認も可）する。なお、領収証は金額を確認後、希望者には原本還付します。（郵送の場合は返信用封筒を添付ください。）

実施報告の締め切りは、**令和7年2月28日17時（事務局必着）**までとします。

2. 助成可否決定通知

実施報告受理から1週間以内に助成の可否を決定して、事務局より決定通知【様式2】を申請した会員に対しFAXまたはメールにて送付します。

※ ご報告後1週間を経過しても通知が届かない場合は、お手数ですが、事務局までご連絡ください。

助成可否決定通知が届かず、ご確認のご連絡をいただけない場合は、助成を見送らせていただく場合がございます。

※ メールでの通知をご希望の会員は gyosei@kana-gyosei.or.jp からのメールを受け取れるよう設定ください。

3. 助成額振込

実施報告が期限内に行われたものに対し、3月中旬ごろ会員のゆうちょ銀行口座に決定した助成額を振込みます。

【注意事項】 ~~~必ずお読みください~~~

- ・ 予防接種費用の支払いが無いと、助成はできません。
- ・ 会員本人がインフルエンザ予防接種を受けたこと分かる領収証を添付してください。
- ・ 予防接種を受ける病院等に制限はありません。
- ・ 本会による予防接種医療機関の紹介、斡旋等はいりません。
- ・ 予算到達となる日の申請は、助成額の少ない申請から審査します。公平を期するため、同額の助成申請あるいはその日の申請全てを却下することがあります。
- ・ 予防接種費用には、交通費や通信費等を含みません。病院への支払い分のみです。
- ・ 助成申請実施報告書に未記入事項がある場合は、申請を却下いたします。
- ・ 領収証は原本還付いたします。直接事務局窓口での実施報告以外では、返信用封筒をご用意ください。返信用封筒が無い（切手不足を含む。）場合は、領収証を事務局で保管せず、確認後裁断破棄いたします。
※ 令和6年10月1日より郵便料金に変更となりますのでご注意ください。
- ・ 振込先口座は「ゆうちょ銀行」のみとします。口座をお持ちでない会員で助成をご希望される場合は、大変お手数ではございますが口座開設をお願いいたします。事務作業一元化のためとなりますので、ご協力をお願いいたします。
- ・ その他、不明点がある場合は、事前にご相談ください。

以 上